

2015 年 6 月 10 日  
弁護士 笹山 尚人

## 1、ようやくこぎつけた第 2 ステージの幕開け

平成 27 年 6 月 10 日に実施された避難者訴訟第 11 回期日は、O さん、S さん、W さんの 3 名の原告本人の尋問手続きが行われました。

これは、本件訴訟がようやく第 2 ステージに入ったことを意味します。

これまでサマリー等を通じ、訴訟は次の 3 段階があるということをお話してきました。

第 1 段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる。

第 2 段階：証人尋問などの立証。

第 3 段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

本件はこれまで、裁判所が「ふるさと喪失慰謝料」の意味などについて理解を示そうとせず、そのために、裁判所は、現地調査をする「検証」、研究をしてきた学者の話を書く「証人尋問」、そして原告本人から被害の実態を書く「原告本人尋問」を、なかなか認めてきませんでした。今回、原告 3 名の「原告本人尋問」が実施されたことで、本件はようやく第 2 段階に進むことができたこととなります。

弁護団は、当面第 2 次訴訟までの原告 76 世帯のうちから、世帯から必ず一人を本人尋問することを求めています。したがって最低でも 76 人の話を裁判所が聴く必要があるわけですが、今回その初回としてまず 3 人の話が実現したわけです。

## 2、6 月 10 日尋問の状況

3 名の原告は素晴らしい証言をしました。

O さん（担当；斎田求弁護士）は、養蜂業を営みながら、自らの故郷を新しい農業の形で盛り立てようとし、その事業がスタートしていたのに、原発事故でそれが全て奪われストップしてしまったこと、自分の代では無理であったとしても双葉町を復興したいとの思いを語りました。

S さん（担当；高橋右京弁護士）は、農業のかたわら、自ら立ち上げた自動車整備工場を経営し、長い時間かけて地元の住民からの信頼を得てきた事業が全てなくなったこと、どこに住んでも避難の苦しみが尽きないこと、を語りました。仕事着であるツナギを来て誇りにしてきた仕事を奪われた苦しみを語ったのが印象的でした。

Wさん（担当；山添拓弁護士）は、少なくとも5代続く先祖代々の農家の家系で、双葉町の肥沃な土壌を利用して自慢の米や野菜をつくり新たに牛の肥育にも携わり発展させてきており、子どもたちに事業を継いでもらおうとしていたものが、頓挫している状況について語りました。

それぞれの人が、形は違えども、自らの地域に深く根差した事業や生活を持っていたものが、原発事故で吹き飛び、望郷の思いを胸に持ちながら、避難のやむなきを継続している状況が、切々と伝わってくる証言でした。

### 3、裁判所の受け止めは不十分

しかし、こうした感動的な証言を、裁判官たちがきちんと受け止めたかといえば、必ずしも十分とは言えません。

尋問では、最後に裁判官たちが聞きたいことを証言者に質問する「補充尋問」というものがあります。

今回の補充尋問を見ると、裁判官たちが原告たちの話をまともに受け取っていたとは思えないものがありました。

例えば、ふるさとがどういうところか、そこで自分は何をしてきたか、今それが事故によってどうなったか—ふるさとの喪失に関する話を散々聞いた後で、「ふるさと喪失慰謝料を請求する気持ちを教えてほしい」という質問がありました。主尋問での「双葉に戻って農業を復興したい」という証言との関係を意識したのかもしれませんが、むしろ、ふるさとを奪われたことを十分に証言しているのですから、60分に及ぶそれまでの話を聞いていなかったのか、と問いたくなる質問です。

また、「証言で今あなたは仮設住宅に入居したのは9月30日と言っているが、陳述書には9月20日と書いてある。どちらが正しいのか。」という質問もありました。仮設住宅に入ったのが20日なのか30日なのか。明らかにしなければいけない事実はそこでしょうか。避難している事実は変わらないのですからどちらでもよいのではないのでしょうか。あまりにも枝葉末節にこだわる質問で、大切な話をきちんと聞いていないのではないかと思える質問です。

このような裁判官たちに、私たちは、もっとまともに受け止めてもらえるように工夫することが求められています。

### 4、今後について

次回第12回は8月19日10時から。新たに3名の原告本人の尋問を実施する予定です。

この調子でいけばいつまでたっても裁判が終わらないため、裁判を迅速に終

息させるための計画案について、弁護団は裁判所に提示しています。この提示について裁判所がどう考えるかはまだはっきりしておりません。次回 7 月 15 日に、裁判所と東電と三者で今後の裁判の進行について協議する機会を持ちますので、その時の議論で見えてくる部分があると思われる情勢です。

いずれにせよ、今後は原告のみなさんが法廷で話をする機会がしばらく続きます。担当弁護士との間で何をどのように話すか、打ち合わせの準備も必要です。原告のみなさんと一緒に、尋問を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上